

議案第 32 号

上越市災害弔慰金の支給等に関する条例及び上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上越市災害弔慰金の支給等に関する条例及び上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 28 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市災害弔慰金の支給等に関する条例及び上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(上越市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正)

第 1 条 上越市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年上越市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 雑則（第 16 条）」を「第 5 章 上越市災害弔慰金等支給審査委員会
第 6 章 雑則（第 17 条）」

（第 16 条）
に改める。
」

第 15 条第 3 項を次のとおり改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 16 条を第 17 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 上越市災害弔慰金等支給審査委員会

第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡又は障害であるか否かの判定が困難な場合において、その支給の可否を審査するため、上越市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表上越市行政不服審査会の項の次に次のように加える。

上越市災害弔慰金等支給審査委員会	会長	〃 19,900円
	委員	〃 17,950円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。